

- 平成29年の法改正以降、改正法の施行から5年が経過したことから、改正法の附則に基づく見直しを実施。
- 中央環境審議会水環境・土壤農薬部会土壤制度小委員会におけるこれまでの検討内容について、中間的にまとめたもの。

（1）土壤汚染状況に係る情報の把握について

- 土壤汚染状況調査をする際に必要となる特定有害物質の使用状況等に係る情報が管理されずに散逸するケースがみられている。将来的に調査契機が発生した際に、円滑に土壤汚染状況調査を実施する妨げとなる懸念。
- ↓
- 以下の通り情報の把握が行われる制度を検討。
 - ア 法第3条第1項ただし書の確認を受け調査義務が一時的に免除される場合に、土地の所有者等は、特定有害物質の使用状況等の情報を把握し、情報の把握を行ったことの報告を都道府県知事に行う。
 - イ 有害物質使用特定施設の承継届出が提出された場合に、都道府県知事は土地の所有者等へその旨の通知を行い、当該通知を受けた土地の所有者等は特定有害物質の使用状況等の情報を把握し、情報の把握を行ったことの報告を都道府県知事に行う。

（2）調査費用の汚染原因者への求償について

- 汚染原因者が別に存在する場合、汚染の除去等の措置に要した費用を請求できるが、土壤汚染状況調査に要した費用を請求することを認める規定はない。原因者負担の原則の観点から土地の所有者等に生じる負担について改めてその在り方を検討。
- ↓
- 土壤汚染状況調査にて**土壤汚染が判明し**、当該汚染が**土地の所有者等以外の者の行為によるものである**とき、原因者に対し**原因行為と相当因果関係が認められる土壤汚染状況調査の費用を請求できる**規定を新たに設けることを検討。

（4）汚染土壤処理施設及び指定調査機関について

【汚染土壤処理施設】

- 汚染土壤処理施設の**情報開示の義務化**。
- **船舶等**を利用する汚染土壤の**運搬期限の延長**。
- 汚染土壤処理業の**許可の更新手続期間中の効力**。

【指定調査機関】

- 指定調査機関の**業務品質の向上**。
- 法第14条の申請に係る自主調査の実施者の規定の検討。

（3）的確な土壤汚染対策の推進のための各種論点

- 設備等の更新時期の到来に伴い脱炭素社会の実現や産業競争力の強化等に向けた産業構造の転換が一層加速していくことが見込まれる中で、現場の状況に応じた的確な土壤汚染対策の推進が必要。
- ↓

- ① **ただし書の確認を受けた土地の形質の変更の際の調査報告について**
法第3条第7項に基づき土地の所有者等が土地の形質の変更に係る届出を行う場合、法第3条第8項に基づく調査命令によらず**土壤汚染状況調査の結果を届出と同時に報告できる**規定を設けることを検討。
- ② **工場等として使用を続ける場合における土地の形質の変更について**
工場・事業場の敷地として引き続き利用される場合であって、土地の形質の変更にあたって**地下水汚染が生じていないことを直接的に確認**する場合、**土壤汚染状況調査を行わないことができる新たな制度**を検討。
- ③ **自然由来等基準不適合土壤の取扱いについて**
自然由来等基準不適合土壤は**人為的な搬出以降の行為は引き続き法による規制を行いつつも、要措置区域等とせず、土地の形質の変更は法による規制の対象外**とすることを検討。臨海部特例区域は新たな制度への統合を検討。
- ④ **飛び地間移動、仮置き等の要件等について**
工場・事業場の敷地における効率的運用の観点から、**飛び地間移動の要件の見直し、汚染土壤の仮置きの明文化等**を検討。
- ⑤ **形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について**
新たな環境リスクを生じさせないという目的に則って、地下水の水質の監視により汚染の拡大がないことを確認することを認める等、**区域の分類に応じた土地の形質の変更の施行方法に関する基準等の見直し**を検討。
- ⑥ **認定調査の見直しについて**
認定調査時地歴調査において収集・把握する情報をもとに試料採取等対象物質の絞り込みができる制度への見直しを検討。**2 深度連続で基準適合かつ当該深度以深に汚染のおそれの生じた位置がない場合、認定時の試料採取不要**とすることを検討。
- ⑦ **汚染土壤の管理票について**
再処理終了の旨を二次管理票へ記載するとともに、一次処理受託者へ送付することで、再処理を含めた最終的な処理まで追跡できるように見直しを検討。電子管理票システムは**利用の普及拡大の方策**を検討。
- ⑧ **有害物質使用特定事業場における事故発生時の対応について**
- ⑨ **脱炭素の観点について**